

生鮮食品も機能性表示

但し「事業者責任」で

来年度科学的根拠も必須から施行

厚生労働省、農水省、消費者庁による「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」（座長 松澤佑次・大阪大学名誉教授）では、このほど第5回会合を開き、基本的方向を確認した。現行の栄養機能食品制度、特定保健用食品制度は存置される中、新制度における機能性表示はそれとは別の制度とし、国ではなく企業など事業者の自己責任によって行う。ただし科学的根拠が前提。サプリメントや健康食品だけでなく、生鮮食品も対象で、会合ではミカンの機能性表示例も示された。今年度中に具体的方針が決定され、来年度には法律、法令などで施行される。

現行の各種制度では、
 疾病の治癒・予防効果を
 うたえるのは医薬品に、
 体質改善効果などの機能
 性表示は医薬部外品およ
 び特定保健用食品（トク
 ホ）個別の商品ごとに厚
 労省の認可が必要）に限
 られている。
 つまり、青果物は食生

農産物など生鮮食品にお
 いても、日本食品標準成
 分表などによる客観的な
 表記は可能。
**温州ミカンの機能性
 で農水省が表示例**
 これに対し農水省では
 生鮮食品についても機能
 性表示を促進するため、
 会合では温州ミカンにお
 けるβ-クリプトキサン
 チンの例を提出。安全性
 にかかわる科学的根拠で
 は、毒性がないことに加
 え、β-クリプトキサン
 チンの血中濃度が高い人
 について、①閉経後の女
 性は血中濃度が低い人に
 比べて骨粗しょう症の発
 症リスクが有意に低い②
 飲酒習慣のある男性は肝
 機能障害の指標となるγ
 -GTPの値が低い③
 （全般に）動脈硬化のリ
 スクが低い④ことを提示
 （試験方法①観察研究）。

農水省が提出した機能性表示のイメージ例

温州ミカン
【β-クリプトキサンチン】

本品はβ-クリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。更年期以降の女性の方に適しています。

注) 産地、収穫時期等の違いにより成分含有量にバラつきが想定されることについて考慮の必要あり

活、健康を改善するものではあるが、「薬」ではない。健康増進法や薬事法でも、食品（健康食品、一般食品、生鮮食品など）を販売する事業者（企業、個人）が、健康効能（疾病の治癒・予防、体質改善）をうたうことは違反。医学的な根拠のない効果を鵜呑みにして、病院での治療が必要なのに、それを受けずに健康を害することを防止するためである。意外と知られていないのが、これらは包装表示や広告だけでなく、店頭における「口頭での説明」も含むこと。また、「か

ぜに！」のように具体的な病名・体質が含まれていたり、「〜といわれてる」などのほかした表現でも抵触する。
 一方、トクホでは農産物を排除しているわけではない。ただ、生産地及び品種などの単位全般にその有効性等が認められる必要があること、気象や栽培条件等の影響で年ごとに含有成分に変動が生じることがあるために科学的・客観的評価が難しいことなどから、また認定事例はない。
 なお、栄養成分のみの表記は、栄養機能性食品（自己認証）が中心だが、

これらのことから温州ミカンの機能性表示例として「本品はβ-クリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。更年期以降の女性の方に適しています」というイメージを想定した。ただ

し、生鮮食品等の特性として、産地や収穫時期等の違いにより成分含有量にバラつきを考慮する必要性も指摘している。